

第23号議案

品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

品川区立在宅サービスセンター条例（平成3年品川区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「平成9年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「通所介護および同法第8条の2第7項」を「通所介護または同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護および法第8条の2第13項」に、「介護予防通所介護」を「介護予防認知症対応型通所介護」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(以下「第1号通所事業」という。)

第7条第1項第2号中「前号に定める額の100分の10に相当する」を「法第115条の45の3第2項の規定により、第1号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(説明) 介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスを提供する必要がある。